

やまがた食の安全・安心アクションプラン

◆ 令和6年度の実施状況及び令和7年度(第7期やまがた食の安全・安心アクションプラン)取り組み内容(案)

基本方針Ⅰ 県産農林水産物の信頼性の確保 ～安全・安心な農林水産物の生産体制の強化に向けて～

(1) 農産物の安全性確保の取り組み強化と環境保全型農業の推進

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取り組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
1	安全安心農産物生産推進事業	《やまがた農産物安全・安心取組認証制度》 ・やまがた農産物安全・安心取組認証制度説明会を開催した。 ・農薬の適正使用と、生産者自らによるGAPの実施に取り組んだ。 《やまがたGAP第三者認証》 ・団体数23件、69農場が認証取得した。 ・国際水準GAPの認証審査ポイント等を習得するため、普及指導員を対象に、生産現場(認証予定団体)において「JGAP模擬審査」を開催した。	《やまがた農産物安全・安心取組認証制度》 ・認証団体数は33団体(前年より1団体の減少)。 ・取組品目は果樹13品目、野菜33品目の計46品目(前年より1品目の減少)。 ・認証を受けた延べ農家数は20,567戸(前年より1,661戸(7.5%)の減少)。 《やまがたGAP第三者認証》 ・認証状況は、23件69農場(前年より1農場の減少)。	—	—	—	・安全で安心な県産農産物の評価向上を図るため、「安全・安心取組認証制度」の取組みを推進する。 ・普及員等を対象としたJGAP指導員基礎研修やJGAP模擬審査によるGAP指導員の育成や、生産者を対象にした認証取得ガイダンスの開催などによりGAP認証取得を推進する。	農業技術環境課	P8
2	農薬対策事業 (病害虫防除基準の作成、農薬危害防止運動の実施)	《病害虫防除基準の作成》 ・山形県農作物病害虫防除基準について、生産現場で問題となっている病害虫の発生状況に対応できるよう、防除対策等の内容を改正した。 《農薬危害防止運動の実施》 ・農薬の使用が多くなる時期に、県、市町村、農業者団体等が連携し「山形県農薬危害防止運動」を実施した。(6月1日～8月31日) ・内容は、関係機関に対する取組みの周知と危害防止対策の徹底を通知するとともに、「やまがたアグリネット」に啓発チラシを掲載するなど、生産者を対象とした広報活動を実施した。 ・山形県適正農薬販売協会(県内の農薬卸売り及び小売店で構成する組織)では、農薬危害防止運動期間中に不用農薬等の一斉回収を実施した。	《病害虫防除基準の作成》 ・斑点米カメムシ類の防除対策拡充、野菜・花き類の対策強化の他、8作物の7病害虫に対する防除対策を追加した。 《農薬危害防止運動の実施》 ・関係機関が連携し、不用農薬等の一斉回収を実施(2回、農薬回収量5,453kg)。	—	—	—	・農薬適正使用の徹底について指導を継続する。 ・山形県農作物病害虫防除基準等の作成により農薬適正使用を推進する。 ・農薬危害防止運動等の啓発活動を継続実施する。	農業技術環境課	P9
3	安全安心農産物生産推進事業(農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施)	・農薬適正使用推進員新規認定研修会およびレベルアップ研修会を開催した(2月6日～20日、4回)。	・新規認定者研修会には24名、レベルアップ研修会には260名が参加した。 ・農薬適正使用推進員を新たに24名認定した。 ・令和6年度の農薬適正使用推進員は、1860名。	—	—	—	・本制度を継続し、農薬の適正使用による安全・安心ブランドの評価獲得につなげる。 ・各農業技術普及課において各種栽培講習会を実施するとともに、農協、山形県適正農薬販売協会、関係機関と連携して農薬適正使用の推進を図る。	農業技術環境課	P9
4	農薬対策事業(指導取締)	・県内の農薬販売店は888店舗(令和6年4月1日現在)。 ・令和6年度は310店舗に立入検査を行った。 ・令和6年12月10～12日に農薬管理指導士研修会を実施した。新規認定者13名を含む101名を農薬管理指導士として認定し、総数は266名となった。	・農薬販売店への立入検査は計画どおり実施し、目標を達成した。 ・農薬管理指導士は前年度より2名減少した。目標値対比は 99%。	立入件数	300件	310件	・農薬の適正な流通の推進と、農薬の販売及び使用に必要な知識を普及・啓発するために、農薬販売店への立入検査及び農薬管理指導士研修会の実施を継続する。 ・毒劇物を扱わない農薬販売店の増加を鑑み、認定事業実施要綱を改正し、農薬管理指導士認定申請者の拡大を図る。	食品安全衛生課	P9
				農薬管理指導士数	270名	266名			

5	環境保全型農業推進事業 有機農業推進事業	《環境保全型農業推進事業》 ・農業生産における環境負荷を軽減し、持続可能な農業を実現するため「やまがた環境保全型農業推進計画」を策定した。 ・特別栽培農産物認証の制度説明会を県内4地域で実施した。 ・「やまがた持続可能な農業推進コンクール」を実施した。 《有機農業推進事業》 ・有機農業オープンフィールド(5か所設置)を活用した技術講習会等や「有機農業の匠講座」を開催した。 ・有機農産物認証制度説明会等を通して有機JAS認証取得を支援した。 ・有機農業フォーラムやオーガニックファーマーズマルシェを開催した。	・特別栽培農産物の認証は、延べ農家数8,944戸、面積14,667 haである(令和7年3月末現在)。 ・有機JAS認証農家数は129戸である(令和6年3月末現在)。 ・環境保全型農業に関する技術の開発、各種講習会等の開催や環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農業の全県的な取組を図った。(取組面積6,837ha、令和6年度)。 ・コンクールの実施や消費者交流イベントの開催等を通し、消費者の有機農業を含む環境保全型農業に対する理解醸成が図られた。	—	—	—	・「山形県みどりの食料システム基本計画」及び「やまがた環境保全型農業推進計画」に基づき、環境保全型農業の全県的拡大を図る。 ・環境保全型農業直接支払交付金の制度の周知と取組拡大を推進する。 ・「匠講座」や有機農業オープンフィールドを活用し、環境保全型農業の取組みが少ない地域における取組拡大を図る。 ・各種イベントやホームページ(各SNS等)を活用して農業者及び消費者等への情報発信を進める。	農業技術環境課	P10
6	良質堆肥の生産・利用への支援	堆肥の利用促進を図るため、県単独事業の活用により、畜産法人1法人及び営農集団1組織における堆肥散布機及び堆肥運搬車の導入に対して支援を行った。	良質堆肥の生産及び地域の耕種農家への供給が図られ、資源循環による飼料用米等の生産利用の取組みが推進された。	—	—	—	堆肥散布に向ける労働力が不足していることから、既存散布組織の活動拡大や耕種農家と畜産農家が連携した地域ぐるみの共同散布体制の確保・育成を推進する。	畜産振興課	P10
7	資源循環型農業の推進による園芸作物ブランド産地の育成	(1)最上町では、JAの各作物の生産部会が最上町堆肥散布組合と連携しながら、アスパラガス、にら等の栽培に最上町産の堆肥を活用した。また、近隣自治体にも最上町産堆肥を供給している。 (2)金山町では、町内の養豚施設から供給される堆肥を有効活用し、にら、落花生を栽培した。 (3)鮭川村では、村内の養豚・養鶏施設の堆肥をアスパラガスの栽培に有効活用した。	最上地域では、管内で生産されている堆肥を活用してアスパラガスやにらなどの園芸作物の栽培に取り組んでいる。産地振興に取り組むと共に、地場産の堆肥を有効活用することにより、耕畜連携の取組が図られている。また、園芸作物の他に飼料作物等へも堆肥を活用しており、地域資源循環型農業が確立されている。	—	—	—	第7期アクションプラン： 主な取組みとしての設定なし	最上総合支庁農業振興課	
8	自生山菜・野生きのこ等放射性物質検査	令和6年度の検査点数は65点であった。	基準値を超過した品目はない。	—	—	—	県産の自生山菜及び野生きのこの等の安全性を明らかにするため、継続して検査を実施する。	森林ノミクス推進課	P11

(2)安全で安心な畜産物の提供

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	APページ
				取組目標	目標値	実績値			
9	監視伝染病の検査(豚熱等)	監視伝染病の発生を予防するための検査を県内全市町村で実施した。 また、監視伝染病の発生の状況等を把握するため、ヨーネ病の検査については県内27市町村、監視伝染病の発生を予察するための牛のアカバネ病の検査については県内12市町村で実施した。	計画どおり県内全市町村で監視伝染病の検査を実施した。検査を実施した結果、ヨーネ病や豚熱など家畜伝染病の発生事例は確認されず、清浄性の維持が図られた。	検査市町村数	全市町村	全市町村	県内では、令和2・3年度に養豚場及び野生イノシシにおいて、令和4～6年度は野生イノシシで豚熱が確認されている。野生イノシシの豚熱陽性事例が継続して認められる状況であることを踏まえて、7年度以降も発生予防及び予察に努め、県内の監視伝染病の侵入及びまん延を防止していく必要がある。	畜産振興課	P12
10	高病原性鳥インフルエンザの検査	「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、鳥インフルエンザの侵入監視等のため、県内の養鶏農場において、鶏の検査を実施した(モニタリング検査)。 ①村山地域 26戸 260羽 ②最上地域 18戸 180羽 ③置賜地域 25戸 250羽 ④庄内地域 32戸 320羽 計101戸 1,010羽…全例陰性(戸数は延べ戸数)	「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき検査を実施し、月ごとのモニタリングにおいては、高病原性鳥インフルエンザウイルスの陰性を確認し、清浄性の維持が図られた。 なお、令和6年10月31日に「特定家畜伝染病防疫指針」の改正により鳥インフルエンザモニタリング検査の調査方法(対象期間及び農場数)が変更されたため、検査戸数及び羽数が減少した。	検査数(年間延べ169農場×10羽)	1,690検体	1,010検体	令和6年度シーズンにおいては全国で14道県51事例の発生があり、特に令和7年1月は養鶏集中地域における連続発生があった。また、野鳥では全国的に発生が続いており、令和7年度シーズンにおいても予断を許さない状況にある。引き続き鳥インフルエンザの農場侵入防止対策のため飼養衛生管理基準の遵守を農場に指導していくと共に、100羽以上の養鶏場を中心に「特定家畜伝染病防疫指針」に基づくモニタリング検査を実施していく。	畜産振興課	P12
11	死亡牛のBSE検査	特定症状を示す牛又はBSEを疑う症状を示し、一般症状では説明のつかない死亡牛全頭について、BSE検査を実施した。 検査頭数2頭(全頭陰性) 【内訳】①山形県家畜死体保冷保管施設搬入分 0頭 ②家畜保健衛生所搬入分 2頭	特定症状を示す牛又はBSEを疑う症状を示し、一般症状では説明のつかない死亡牛についてBSE検査を実施し、全頭で陰性を確認した。	検査数	全頭	全頭	令和6年度に「BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正によりこれまでであった月齢制限が廃止されたことにより検査頭数の著しい減少が見られるが、国内での清浄性を維持するため、今後ともサーベイランス検査を継続していく。	畜産振興課	P12

12	飼養衛生管理基準等の普及及び指導	衛生管理技術の普及(衛生状況の改善による疾病発生の低減及び抗菌性物質の適正使用等)を図るため、1,004戸の巡回指導を実施した。	目標を上回る戸数の農家を巡回し、指導を行った結果、衛生管理状況の改善が図られ、伝染性疾病の発生は減少した。また、牛の呼吸器病、下痢症等生産性が低下する慢性疾病についても必要な指導・助言等を行った。	指導農家数	400戸	1,004戸	継続的に衛生管理技術の指導を実施し、家畜の疾病の発生低減を図る必要がある。健康な家畜の飼養管理技術により、結果、抗菌性物質の使用量を低減し、消費者に安全・安心な県産畜産物を供給する。	畜産振興課	P12
13	畜産農家巡回指導	飼料添加剤や動物用医薬品等の適正使用を指導するため、乳用牛(59戸)、肉用牛(115戸)、養豚(16戸)及び養鶏(21戸)の計211戸の巡回指導を実施した。	目標と同数の農家を巡回し、指導を行った。継続的な指導により、飼料添加物や動物用医薬品等の使用は適正に行われており、問題は確認されなかった。	指導農家数	180戸	211戸	飼料添加剤や動物用医薬品等の使用については、常に見直しが行われることから、適正使用について、今後も指導を継続していく必要がある。	畜産振興課	P12
14	動物用医薬品販売業巡回指導	動物用医薬品販売業者(60店舗)に対して、動物用医薬品の適正な流通・販売についての監視・指導を実施した。 また、動物用医薬品の適切な保管・使用に関する監視・指導として飼育動物診療施設(27施設)に立ち入りし指導を実施した。	目標を上回る87か所の店舗に立入りし、指導を行うとともに、動物用医薬品の流通・販売が適正に行われていることを確認した。継続的な指導により、動物用医薬品の保管や取扱い等に関する理解が深まっている。	指導店舗数	50か所	87か所	動物用医薬品の適正な流通・販売を確保するため、動物用医薬品販売業者(店舗)への継続的な監視・指導が必要である。	畜産振興課	P12
15	農場HACCPの取得促進、継続指導	農場HACCP認証済みの12農場について、継続した指導や衛生管理状況の確認を実施した。	目標を上回る農場に指導を行った。また、農場HACCP取得農場の認証更新に向けた指導及び新規取得に向けた指導も継続して行っており、高度な衛生管理の実効性確保に繋がっている。	指導農家数	5戸	12戸	消費者への安心安全な県産畜産物の供給を農場側からも維持促進するため、農場HACCP取得農場の認証更新に向けた指導の継続が必要である。	畜産振興課	P13
					8戸				

(3)安全で安心な水産物の提供

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
16	県産貝類安全対策事業	イワガキについては、5月から7月まで、海域の清浄性検査(大腸菌群、O-157)、ノロウィルス検査、成分規格検査(大腸菌、一般細菌)を実施した。 イガイについては、7月から8月に下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施した。	イワガキについては漁期中検査において2海域(豊浦・温海)で大腸菌数が合格基準を満たさなかったため再検査を行い基準を満たしていることを確認している。イガイについては期間中に貝毒は検出されなかった。 解禁前の検査結果が出るまで、また、解禁後の検査期間中も採捕と出荷を自粛することを徹底し、今年度も県産貝類を原因とする食中毒発生を未然に防止した。	清浄性検査回数	3回	3回	現在の検査体制を継続する。	水産振興課	P13
				岩ガキの成分規格検査回数	3回	3回			
				岩ガキのノロウィルス検査回数	4回	4回			
				貝毒検査回数 (1海域)	3回	4回			
17	魚病発生の未然防止	魚病の発生を未然に防ぐため、巡回指導による養殖環境の改善指導を行った。	定期的な巡回指導を行い、養殖環境の改善、魚病発生の未然防止に寄与した。現場の必要に応じて指導を重点化して行ったため、数値としては、36経営体であり、必要とされる業者等への巡回はカバーできたため、防止の取組みとしては目標達成と考えている。	巡回指導件数	36経営体	36経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P14
18	水産用医薬品の適正使用指導	養殖業者等を対象とした巡回指導や説明会などにより、水産用医薬品の適正使用について普及啓発を実施した。	水産用医薬品が適正に使用されており、巡回指導の効果があつた。対象経営体数は現在全100経営体であり、全経営体で実施している。	適正使用指導件数	全100経営体	全100経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P14
19	養殖生産の実態把握	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行った。	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行い、魚病被害状況と水産用医薬品の使用状況を把握した。対象経営体数は現在全100経営体であり、全経営体で実施している。	使用状況把握数	全85経営体	全85経営体	現在の実態把握を継続する。	水産振興課	P14
					全100経営体				

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保 ～安全・安心な食品の提供に向けて～

(1)流通する食品(輸入食品を含む)の監視・指導と検査の充実

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
20	食品等事業者に対する監視指導	食品製造・加工から食品流通・販売にいたる各段階において食品等事業者に対し監視・指導を実施した。	食品等事業者3,878件の監視指導計画に対し、4,746件の監視指導を実施した。	監視指導計画に基づく監視実施率	100%	122%	監視指導計画に基づき実施していく。(別表1)	食品安全衛生課	P17
21	各衛生強化月間における監視指導	各強化期間に重点的に監視指導を実施 ・夏期食品等監視強化月間(7月) 調査監視施設 延べ 524施設 ・食肉衛生月間(9月) 調査監視施設 延べ 277施設 ・食品適正表示推進月間(11月) 調査監視施設 延べ 114施設 ・年末食品等監視強化月間(12月) 調査監視施設 延べ 371施設	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	継続して、各強化月間における重点的な監視指導等を行うとともに、マスコミ、SNS等を活用した注意喚起を行っていく。(別表2)	食品安全衛生課	P17
22	食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導	・輸入原材料に起因する食品危害防止を目的とし、食品製造業者における輸入原材料の受入体制の監視強化 ・輸入原材料受け入れチェックシートの作成 ・食品製造業者へのチェックシートの配布及び活用を指導	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	輸入原材料を使用する食品製造施設に対して受入検査に係る指導を強化する。	食品安全衛生課	P17
23	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導	全と畜場及び付設食肉処理施設に対して監視指導を実施した。	監視予定数28回に対し、54回監視を実施した。	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視率	100%	151%	HACCPによる適正な衛生管理が行われているか検証していく。	食品安全衛生課	P17
24	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導	全認定小規模食鳥処理場に対して、監視指導を実施した。	監視対象の10施設に対し、延べ10回の監視指導を行った。	認定小規模食鳥処理場に対する監視率	100%	100%	監視指導計画に基づき実施していく。(別表1)	食品安全衛生課	P17
25	健康食品の販売施設に対する監視指導	健康食品の虚偽・誇大表示について薬局等ドラッグストア等の監視を行った。	薬局、ドラッグストア等の立入検査に合わせて、健康食品の虚偽・誇大表示についての監視を行った。	施設等への年間監視件数	190件	284	関係部局と連携して取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課・	P17
26	残留農薬検査(輸入食品を含む)	生産段階で使用する農薬について、県内に流通する主要農産物や輸入食品の残留を確認した(検査結果は県のHPIに掲載)。 ・検査検体数:こまつな、トマト、ブロッコリー、きゅうり、ぶどう、西洋なし、はくさい、かぶ、冷凍加工野菜(2種)(9種、80検体)	計画に基づき80検体の検査を実施した。 実施した検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%(80検体)	100%(80検体)	・農産物、動物用医薬品・飼料添加物など有害物質、食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査し、県内で流通する食品の安全規格基準の順守と適正表示を確認する。 ・検査の結果、食品衛生法に違反する食品の流通が確認された場合、違反食品の流通防止に努めるとともに、再発防止を指導する。(別表3～4)	食品安全衛生課	P18
27	残留有害物質モニタリング検査	畜水産物への動物用医薬品、飼料添加物等の有害物質の残留を検査した。 ・検査項目:抗生物質、合成抗菌性物質など18成分(項目) ・検査検体数:155検体・延べ検査項目数:924 ※HPLCの故障により豚肉24検体検査できず、年間計画数に達しなかった。 ・検体名:牛肉(筋肉)、豚肉(筋肉)、食鳥肉、鶏卵、養殖魚(コイ、アユ、イワナ、ウグイ)、乳(生乳)、はちみつ(検査結果は県のHPIに掲載)	2月に発生したHPLC(成分分析装置)の故障により、豚肉24検体検査できず、155検体の検査を実施した。 検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%(179検体)	87%			
28	食品成分規格等検査	食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査を行った。食品等事業者に対し、HACCP等の監視・指導に注力するため、検査検体数を減らしている。	HACCP等の監視・指導に注力するため、検査検体数を減らし、223検体の検査を実施した。 実施した検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%(223検体)	100%(223検体)			
29	食品検査信頼性確保事業	食品衛生検査施設の信頼性を確保するため、精度管理の実施、内部点検業務の強化、機器保守点検の実施など業務管理を実施した。 各保健所、衛生研究所、庄内食肉衛生検査所の6施設について実施した。	対象とする6施設において適正な業務管理を確認した。	全6施設における精度管理の実施率	100%	100%	検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、精度管理、必要な検査機器の整備、関係職員に対する技術研修の実施等実施していく。	食品安全衛生課	P18
30	と畜検査	県内のと畜場に搬入された家畜について、と畜検査員(獣医師)が疾病等の有無について検査を実施した。検査頭数:牛3,750頭、馬231頭、豚265,796頭、めん羊・山羊116頭 合計269,893頭	全頭検査を実施した。	全頭検査	全頭	全頭	引き続き、検査を実施していく。	食品安全衛生課	P18

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
31	大量調理施設に対する監視指導	監視指導計画に基づき、大量に調理を行うため、大規模な食中毒につながりやすい施設に対する監視指導を行い、衛生管理の徹底を図った。	全保健所で計画に沿って監視指導を実施したが、目標値を下回った。	監視施設数	全施設 (116施設)	81施設	引き続き食中毒を防止するための衛生管理に係る指導を行うとともに、大量調理施設については、「大量調理施設マニュアル」、HACCPの徹底によりノロウイルス等食中毒を予防するための衛生知識の普及・啓発に努める。	食品安全衛生課	P20
32	各衛生強化月間における監視指導【再掲】	基本方針Ⅱ(1) No.21参照		関係機関の取組実施率	100%	100%		食品安全衛生課	P20
33	有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発	・テレビ、新聞、ラジオ、県のホームページ、食の安全ほっとインフォメーション、講習会等様々な機会をとらえた啓発活動を実施した。 ・販売施設等への監視指導及び直売所等での啓発チラシを配布した。	全保健所で取組みを実施し、取組目標は達成した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	今後も、販売店に対する監視の強化等、注意喚起を継続して行っていく。	食品安全衛生課	P20

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ		
				取組目標	目標値	実績値					
34	HACCP運用状況の検証の実施	新規・更新に該当する営業許可施設への立入時のほか、HACCPIによる衛生管理について照会・相談があった事業者に対し、具体的な実施方法等の指導助言を行った。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	更新施設立入検査時の確認	100%	100%	HACCPIによる衛生管理について、事業者の規模や形態に応じたきめ細やかな指導・助言を行う。	食品安全衛生課	P21		
35	食品衛生講習会の開催	食品衛生責任者の資質向上のための講習会や家庭における食中毒の未然防止のための講習会を開催した。	全保健所及び食肉衛生検査所で取組みを実施し、概ね取組目標を達成した。	開催数	190回	189回	食品衛生の確保は、事業者の自主的な衛生管理が重要であることから、継続して必要な講習会を開催し、自主的な衛生管理に係る情報の提供を行う。	食品安全衛生課	P21		
		＜令和6年度の状況＞									
					食品関係者	消費者				その他	計
		実施回数	161	15	13	189					
		参加人数	4,801	220	588	5,609					

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
36	他部署と連携した周知	農林水産部の関係課や公益社団法人山形県食品衛生協会等と連携し、改正法の概要や解釈について通知の発出、講習会等により周知を図った。	関係各所の取組みにより周知を図ることができた。	関係機関の取組実施率	100%	100%	第7期アクションプラン： 法改正移行済みにより設定なし	食品安全衛生課	-
37	保健所による相談受付	講習会や許可更新時の手続きの際に各事業者の実態に応じた指導助言を行った。	全保健所で取組みを実施した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	第8期アクションプラン： 法改正移行済みにより設定なし	食品安全衛生課	-

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
38	食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく表示に対する指導や監視	食品表示110番の通報を基に監視指導を実施した(令和6年度 食品表示110番通報件数 7件)。	関係各課において、食品表示に関する通報を基にした調査の実施や、相談受付等を契機とした食品の適正表示の普及啓発を図った。	関係機関の取組実施率	100%	100%	食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、今後も食品関連事業者等に対して適正な表示を指導していく。	食品安全衛生課	P22
39	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品を製造、販売する施設、直売所に対し監視指導を実施した。	関係各課において、直売所等の監視を強化し、不適正表示を発見した場合は、指導などにより改善を図った。	関係機関の取組実施率	100%	100%	食品事業者、産地直売所等に対する指導を徹底し、適正表示の普及を図る。	食品安全衛生課	P22

40	食品適正表示推進者制度	公益社団法人山形県食品衛生協会と協力して、食品事業者を対象に、適正な食品表示に精通した従業員（食品適正表示推進者）を養成する講習会を実施した。 【村山地区講習会】 日時：11月28日 場所：山形ビッグウイング 受講者：49人 【庄内地区講習会】 日時：11月26日 場所：庄内町余目第四まちづくりセンター 受講者：42人	ホームページ等の広報により、目標値の約9割を達成した。	食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	91人	食品表示基準等の改正に対応した表示の切替えが必要であることから、引き続き食品表示制度の周知及び相談への取組みを強化する。 名称 たくあん漬 原材料名 だいこん、漬け原材料（食塩、米ぬか、ふすま（小麦を含む）、ぶどう糖果糖液糖） 添加物 酒精、ソルビトール、調味料（アミノ酸等）、酸味料、甘味料（ステビア、甘草）、保存料（ソルビン酸K）、着色料（黄4） 原料原産地名 国産（だいこん） 内容量 300g 賞味期限 28.2.1 保存方法 要冷蔵（10℃以下） 製造者 消費 太郎 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	食品安全衛生課	P22
					130人				
41	食品表示法に基づく表示内容に係る周知	・出張セミナー（No.48 8回 172人）の研修会を開催し、普及啓発を図った。 ・監視指導の機会に周知を図った。	関係各課が各種取組みを実施したことにより、普及啓発を図ることができた。	関係機関の取組実施率	100%	100%		食品安全衛生課	P22
42	食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度	県民の方々を食品安全モニター・適正表示ボランティアとして委嘱・登録し、日々の買い物などを通じて食品表示をモニターしていただき、その情報を県に報告していただいた。県は、報告していただいた情報をもとに必要な指導を実施した。	ホームページ等の広報により、モニターを募集し、48人の応募があった。要件を満たす41人（モニター20人、ボランティア21名）の方に登録していただき、目標値の約8割を達成した。	食品安全モニター及び適正表示ボランティアの合計数	50人	41人	消費者である県民への食品表示制度の普及のためにも、今後も制度を継続し、多くの方にモニター及びボランティアへの参加を促進する。 モニター及びボランティアが訪問した実店舗数：532店で、（指摘品目数は57品目、違反品目数は8品目） 令和7年度の応募状況は42人（モニター22人、ボランティア20名）	食品安全衛生課	P22

(6) 食品等事業者における食品衛生法上の危機管理体制の充実

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 （目標の達成状況）	目標値等（上段R6/下段R7）			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
43	保健所ホットラインによる通報体制の整備	食品等事業者からの健康被害の発生やそのおそれがある情報を、夜間・休日に関わらず通報を受ける体制を整備し、事業者等関係者へ周知した。	関係機関におけるホットラインを構築し、夜間・休日の通報にも速やかに対応した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	ホットラインの更新と関係者への周知を行い、健康被害の発生やそのおそれがある情報に対応する。	食品安全衛生課	P23
44	食品等事業者における記録作成の推進	立入や講習会等機会をとらえて、食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階で必要となる記録について作成の徹底を指導した。	保健所、食肉衛生検査所全ての機関で取組みを実施した。	関係機関の取組実施率	100%	100%	必要な記録の作成について、指導を行う。	食品安全衛生課	P23

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 ～食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて～

(1)生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 (目標の達成状況)	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
45	山形県食の安全推進会議の開催	7月、11月、2月の3回開催し、以下の項目について報告を行った。 ・やまがた食の安全・安心アクションプランの令和5年度の実施状況 ・やまがた食の安全・安心アクションプランの令和6年度の取組状況 ・やまがた食の安全・安心アクションプラン第7期(案)について ・令和7年度山形県食品衛生監視指導計画(案)の概要について	3回開催し、今後の取り組みや次期アクションプランなど、県の施策に有用なご意見を得た。 会議開催状況について、ホームページに掲載した。	開催数	2回	3回	食の安全・安心の確保に関する県の取組みに対する県民意見の反映及び取組みの推進を図るため、今後も継続開催する。	食品安全衛生課	P25
46	リスクコミュニケーション(意見交換会)及び食の安全推進交流会の開催	開催状況は以下のとおり。 【食の安全推進交流会】(公社)山形県食品衛生協会と共催 ・期日:7月23日 ・場所:山形ビッグウイング ・参加者:126名 ・テーマ:「無症状感染者拡大とその早期発見・早期改善」 ・内容(講演):食中毒を発生させない、また感染拡大させないための早期発見・早期改善の重要性等について	消費者、食品事業者等様々な立場の人から参加を得られた。質疑応答時には参加者から様々な質問が出され、活発な意見交換の場となった。 アンケートでも、概ね好評であった。	—	—	—	消費者・生産者・食品等事業者間の更なる信頼関係を構築するため、「食の安全推進交流会」等において、県民に関心の高いテーマを選定し、より多くの県民が参加できるようにする。	食品安全衛生課	P25
47	食育・地産地消の推進	食育県民大会開催等機運の醸成 地域での食農体験活動等への支援 市町村の学校給食における地産地消の取組支援 高校生による県産農産物を使用した商品開発への支援	「やまがた食育県民大会」の開催により県民の理解増進が図られた。 学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を支援することにより、子ども達の地域の食と農に対する理解促進につながった。 高校生から商品アイデアを募集し、企業の協力を得て3校のアイデアが商品化につながった。(3社合計 910個販売)	—	—	—	「第4次山形県食育・地産地消推進計画」に掲げる目標の達成に向け、関係部局や食育実践団体、市町村等と連携し、家庭、学校、地域等における取組みを促進する。 市町村や生産者団体等と連携し、学校給食における食育及び県産農林水産物の利用拡大を促進する。 高校生を対象とした事業を継続し、若者の食や農への関心を深める契機とする。	農産物販路開拓・輸出推進課、農業技術環境課	P25
48	出張セミナーの開催	県が行っている食品の安全性確保に関する取組み等について、県民に直接説明し意見交換するための出張セミナーを開催した。出張セミナーのテーマ一覧を作成、県のホームページで公開した。随時申込を受け付け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施した。 テーマ:「食品提供施設での衛生管理について」等23テーマ	令和6年度中、120回開催した。目標値を下回ったものの、3,755人の参加があった。	開催回数	230回	120回	ホームページでの情報提供が申込みにつながっていることから、引き続きホームページを始めとした情報提供を行う。	食品安全衛生課	P25
					150回				
49	給食施設における管理栄養士等の配置の促進	《特定給食施設等に対する栄養管理指導》 各給食施設から提出された給食施設栄養管理状況報告書に基づき、各保健所が巡回指導を行っており、その中で、管理栄養士等の未配置施設に対しては、適切な栄養管理、アレルギーへの個別対応及び適切な食形態での食事の提供等を行うため、配置の必要性を伝えた。 ○特定給食施設等に対する栄養管理指導 令和6年度 実施施設 137施設 (対象施設652施設)	特定給食施設数及び管理栄養士等の配置施設数は昨年度よりも減少したが、配置割合はほぼ変化なし。 令和5年度 特定給食施設数 457施設 配置施設数 361施設 割合79.0% 令和6年度 特定給食施設数 452施設 配置施設数 354施設 割合78.3%	管理栄養士等を配置している特定給食施設の割合	80% (令和6年度まで)	78.3%	管理栄養士等の専門職の配置により、適切な栄養管理及び個々の状態に対応した食事提供のほか、災害時の適切な栄養管理及び食支援が可能となる。 管理栄養士等の給食施設への配置は、県民の食の安全・安心につながることから、保健所と連携し、引き続き未配置施設に対し、配置を促していく。	がん対策・健康長寿日本一推進課	P25
				管理栄養士等を配置している特定給食施設(病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く)の割合	78% (令和10年度まで)				

50	安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施	【新規就農支援研修】 ・期 日：令和6年4月12日、5月9日、6月6日（各90分） ・場 所：農林大学校緑風館 ・受講者：新規就農予定者36名 ・内 容：病虫害概論及び農薬安全使用等に関する講義を行った。 【働きながら学ぶ農業入門講座】 ・期 日：令和6年5月～12月 ・場 所：稲作コース 山形市南沼原コミュニティーセンター ：果樹コース 河北町総合交流センター ：野菜コース 河北町総合交流センター ・受講者：稲作コース18名、果樹コース72名、野菜コース38名 ・内 容：各コースの講座の中で、病虫害防除及び農薬安全使用等に関する講義を行った。	2つの研修で安全・安心な農産物の生産等に関する研修を実施し目標を達成した。病虫害防除及び農薬安全使用に関する講義を通し、安全な農産物生産に関する理解が図られた。	開催回数	2回以上	2回	令和7年度も2つの研修を実施し、安全な農産物の生産に関する理解を深める予定である。	農政企画課	P26
----	------------------------	---	--	------	------	----	---	-------	-----

（2）県民への情報提供の推進

No.	項目	R6実施状況	R6の評価 （目標の達成状況）	目標値等(上段R6/下段R7)			R7の取組み	担当課	AP ページ
				取組目標	目標値	実績値			
51	県のホームページ等食の安全・安心に関する情報発信の充実	県のホームページ等で情報発信を実施。 ※ホームページ掲載情報 各種検査の結果、食品の回収情報、食中毒情報等	県ホームページ「食の安全・安心の取組み」において一元的に情報を提供した。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	県ホームページ、SNS及び紙媒体の掲示など各種媒体の特性を活かし、食の安全・安心に関する情報を正確かつ迅速に提供する。	食品安全衛生課	P27
52	食の安全ほっとインフォメーション事業	消費者に適時適切な情報を提供するため、食品販売等や市町村の協力を得て、スーパー等の店頭や公民館等の登録施設に食の安全に関する情報を掲示した。令和6年度は12情報を掲示。	直売所等へ登録の働きかけを行った結果、新たに2施設の登録があったが、一部事業者（複数施設を展開）の閉店等により334施設となった。	登録施設数	340施設 (令和6年度まで)	334施設	年12回以上の情報発信を行うとともに、掲示箇所の拡大を図り、より多くの県民に食の安全・安心に関する的確な情報を提供する。	食品安全衛生課	P27
53	消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供	総合的な農業情報を発信する「やまがたアグリネット」、農産物の旬の状況等を発信する「村山旬の市（村山総合支庁農業技術普及課）」で積極的に情報を発信した。	・「やまがたアグリネット」では、農業情報を毎月掲載、農産物の安全性を確保するための対策や取組みを掲載した。 ・「村山旬の市」では、「エコな情報」というページでエコファーマーの取組み等の情報を消費者・実需者に対し、発信している。	—	—	—	・「やまがたアグリネット」で継続的な情報発信を行う。 ・総合支庁と連携した各種農業情報の発信を行う。	農業技術環境課	P27
54	食の安全・安心ネットワーク	市町村に対する迅速な情報の提供を図るため、市町村に電子メールを活用し、情報提供を行った。	全35市町村に対し、食中毒事件の情報や食中毒に関する注意喚起及び食品の不適正表示事項について情報提供ができた。	—	—	—	No.51に集約。	食品安全衛生課	P27
55	健康食品の情報提供	健康食品及び健康食品による被害事例等について、県のホームページで情報提供していく。	厚生労働省から使用を控えるよう注意喚起があった健康食品の情報についてホームページに掲載した。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	引き続き、積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P27
56	有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発【再掲】	基本方針Ⅱ（2）No.33参照						食品安全衛生課	P27
57	SNS等様々な手段を通じた情報の発信	SNS、県ホームページ又はチラシなどを活用した情報発信を実施した。	有毒植物や細菌等の食中毒についてツイッターやフェイスブックなども活用し、注意喚起等を行った。	機会をとらえた情報発信	100%	100%	No.51に集約。	食品安全衛生課	P27

別表 1 立入検査年間予定回数

分類	目標監視回数	対 象 施 設
1	1 回/月	と畜場
2	1 回/年	・ H A C C P に基づく衛生管理を行っている施設（既に H A C C P に基づく衛生管理状況を確認した施設を除く。） ・ 同一メニューを 300 食/回又は 750 食/日以上調理する旅館・ホテル、仕出し、弁当調製、給食施設（届出施設を含む。） ・ 乳処理施設 ・ と畜場付設及び鳥獣の解体を行う食肉処理施設 ・ 認定小規模食鳥処理場 ・ 前年度に食中毒事件を起こした施設 ・ 前年度に食品衛生法違反である食品を製造した施設 ・ 保健所が必要と認める食品（健康食品を含む。）取扱施設
3	1 回/2 年	・ 上記 2 以外の旅館・ホテル、仕出し、弁当調製、給食施設（届出施設を含む。） ・ 大量又は多品目の食品を取り扱う大型小売店、産直、道の駅等（届出施設を含む。） ・ 保健所が必要と認める食品取扱施設
4	営業許可更新時	上記以外の営業許可施設

別表 2 監視強化月間

名 称	期間	取組内容
夏期食品等 監視強化月間	7 月	細菌性食中毒の発生リスクが増加する夏期に、食中毒防止のため食肉を提供する飲食店など食中毒の原因となりやすい食肉等食品を取り扱う施設に対し監視指導を強化するとともに、県民に対し注意喚起を行います。
食肉衛生月間	9 月	食肉の安全性を確保するため、食肉輸送車、食肉処理・販売施設、生食用食肉を取り扱う飲食店に対する監視指導を強化します。
きのこ食中毒 予防月間	10 月	毒きのこによる食中毒を防止するため、県民に対して注意喚起を行うとともに、天然きのこを取り扱う施設に対する監視指導を強化します。
食品適正表示 推進月間	11 月	食品の適正表示を推進するため、食品製造・販売施設に対する監視指導を強化するとともに、各施設の表示担当者、消費者に対する研修会を開催します。
年末食品等 監視強化月間	12 月	食品流通量が増加する年末に、不適正な食品の流通を防止するため、食品製造施設、量販店等に対する監視指導を強化します。また、ノロウイルスによる食中毒の発生防止を重点に監視指導を強化するとともに、県民に対し注意喚起を行います。

別表3 重点的に検査する食品及び検査内容

検査の区分	食 品	検査内容
残留農薬に関する検査	県内に流通する主要な農産物（国外産を含む。）・冷凍加工野菜	農薬
残留動物用医薬品等に関する検査	県内で生産される食肉・食鳥肉、生乳、養殖魚、鶏卵等の畜水産食品	抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫用剤等
食品衛生法に基づく成分規格及び衛生管理の確認に関する検査	県内で製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）	細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ、大腸菌(<i>E. coli</i>)、シアン化合物、重金属等 牛乳等については、比重、酸度、乳脂肪分、無脂乳固形分
食品添加物に関する検査	県内で製造又は販売される食品	着色料、保存料、発色剤、甘味料等
放射性物質に関する検査	県内に流通する農水産物	放射性セシウム、放射性ヨウ素

別表4 食品検査実施計画の概要

1 収去検査

食品区分	検査内容	検体数			
		保健所	衛生研究所	食肉衛生検査所	計
①畜産食品 食肉、鶏卵、生乳等	- 食品の成分規格(残留動物用医薬品) - 食品の成分規格(細菌数、大腸菌群等) - 生食用食肉の成分規格	4	29	142	175
②畜産加工品 食肉製品、牛乳等	- 食品添加物の使用基準 - 食品の成分規格(細菌数、大腸菌群等) - 乳等の成分規格	32	0	0	32
③水産食品 魚類、貝類、甲殻類 (エビ、カニ) 等	- 食品の成分規格(残留動物用医薬品) - 食品の成分規格(細菌数、腸炎ビブリオ等)	23	8	0	31
④水産加工食品 魚類加工品(調味製品、練り製品、冷凍品等)、鯨肉加工品、魚卵加工品等	- 食品添加物の使用基準 - 食品の成分規格(細菌数、大腸菌群等)	11	0	0	11
⑤農産食品 野菜、果物等	食品の成分規格(残留農薬)	0	64	0	64

⑥農産加工食品 漬物、めん類、みそ、醤油、冷凍加工野菜等	・食品添加物の使用基準 ・食品の成分規格(細菌数、大腸菌群、残留農薬等) ・その他衛生確認(細菌数、大腸菌群等)	61	16	0	77
⑦その他の食料品 そうざい、菓子類、レトルト食品、冷凍食品等	・食品添加物の使用基準 ・食品の成分規格(細菌数、大腸菌群等) ・その他衛生確認(細菌数、大腸菌群等)	65	0	0	65
⑧飲料 清涼飲料水、酒類等	・食品添加物の使用基準 ・重金属等 ・食品の成分規格(細菌数、大腸菌群等)	21	0	0	21
合 計		217	117	142	476

2 食品中の放射性物質の検査(収去検査)

検査対象	検査項目	検体数
県内に流通する食品	放射性セシウム (Cs-134, 137)、放射性ヨウ素 (I-131)	12